

4 7 コロナ基金とつとりつながるプロジェクト助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とつとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）による47コロナ基金とつとりつながるプロジェクト助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、鳥取県内のNPO等により、コロナ禍の中で行われる、次の世代のための地域の活動を支援することを目的として交付する。

(助成金の交付)

第3条 センターは、前条の目的の達成に資するため、別表の1に掲げる事業を行う同表の2に掲げる者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

2 本助成金の額は、助成事業に要する別表の3に掲げる経費と同表の4に定める額のいずれか低い額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本助成金の交付申請は、センターが別に定める日までに行わなければならない。

2 本助成金の交付申請をする者は、様式第1号による交付申請書に、様式第2号及び様式第3号を添付し、センターに提出しなければならない。

(審査)

第5条 審査は、審査会において行う。

2 審査会の設置等については、センターが別に定めるものとする。

3 審査方法については、審査会が別に定めるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 センターは、交付申請を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、審査会において助成金を交付すべきものと認められたときは、助成金の交付の決定を行うものとする。

2 前項の規定による交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査会を開催した日から20日以内に行うものとする。（センターの休日の日数は算入しない。）

3 本助成金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要する変更)

第7条 本助成金の交付を受ける者（以下「助成事業者」という。）は助成事業の目的、内容、効果に変更をもたらす変更をしようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 変更等の承認を受けようとする助成事業者は、様式第5号による変更承認申請書を、センターに提出しなければならない。

4 変更等の承認は、変更承認申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 助成事業者は、次のいずれかに該当するときは、様式第6号による報告書を、次に掲げる日のうちいずれか早い日までにセンターに提出しなければならない。

(1) 助成事業の完了または中止もしくは廃止の日から20日を経過する日まで

(2) 助成事業の交付決定日から6カ月を経過する日まで

2 前項の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第7号及び様式第8号によるものとする。

(助成金の額の確定)

第9条 センターは、前条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 センターは、概算払により助成金の支払をするときは、あらかじめその旨を助成事業者に通知するものとする。

(禁止事項)

第11条 本助成金の目的外への充当は禁止とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月1日より施行する。

別表(第3条関係)

1 助成事業	鳥取県内のNPO等が次の世代のための地域の活動として実施する①～③に該当する事業 ① 子どもたちが安心して育つ環境を守っていく活動に関する事業 ② 次世代のための新しい視点を取り入れたまちづくりに関する事業 ③ 特別な配慮が必要な人を支える事業
2 事業実施主体	・ 非営利で公益を目的とする活動を行う民間の団体(法人格の有無は問わない) ・ 鳥取県内に主たる事務所又は従たる事務所を置き、1年以上の活動実績のある団体 ・ 複数の団体で実行委員会等を構成して取り組む場合は、代表(または事務局)となる団体が事業実施主体に該当すること。 ※ただし次の助成事業及び事業実施主体は対象外

	<ul style="list-style-type: none"> ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体 ・暴力団又は暴力団員の統制下にある団体 ・団体として実体のないもの
3 助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・諸謝金 ・手数料 ・交通費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・使用料および賃借料 ・保険料 ・その他事業を実施するために必要とセンターが認める経費
4 助成額上限	20万円